

建築積算に関する次の記述のうち、建築工事建築数量積算研究会「建築数量積算基準・同解説」に照らして、最も不適当なものはどれか。

- 1. 鉄骨材料の所要数量において、アンカーボルトについては設計数量に対する割増しは行わない。
- 2. 石材の主仕上げの所要数量において、1か所当たりの面積が0.1 m<sup>2</sup>以下の開口部による石材の欠除については、原則として、ないものとして計測・計算する。
- 3. 防水層等の所要数量において、シート防水のシートの重ね代は、計測数量に5%の割増しをすることを標準とする。
- 4. 純工事費は、直接工事費と共通仮設費を合わせたものである。

R4  
19

建築積算に関する次の記述のうち、最も不適当なものはどれか。

- 1. 所要数量とは、仮設、土工事等における、設計図書に基づいた施工計画による数量のことである。
- 2. 設計数量とは、設計図書に記載されている個数及び設計寸法から求めた長さ、面積、体積等の数量のことである。
- 3. 工事費における工事原価とは、純工事費と現場管理費を合わせたものである。
- 4. 工事費における共通費とは、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等を合わせたものである。

R5  
19

建築積算に関する次の記述のうち、建築工事建築数量積算研究会「建築数量積算基準」に照らして、最も不適当なものはどれか。

- 1. 「計画数量」は、設計図書に基づいた施工計画により求めた数量をいい、仮設や土工等の数量がこれに該当する。
- 2. 主仕上の数量において、衛生器具、電気器具、換気孔、配管、配線等の器具の類による各部分の仕上の欠除が1か所当たり0.5 m<sup>2</sup>以下の欠除については、原則として、ないものとして計測・計算する。
- 3. 鉄骨の数量において、1か所当たり0.5 m<sup>2</sup>以下のダクト孔による鋼材の欠除については、原則として、ないものとして計測・計算する。
- 4. 仕上改修において、設計図書に改修に必要な余幅の図示がないときは、適切な余幅を加えて計測・計算することができる。

R3  
19

建築積算に関する次の記述のうち、建築工事建築数量積算研究会「建築数量積算基準」に照らして、最も不適当なものはどれか。

- 1. 屋外施設において、芝類の数量は種類及び工法ごとに面積を計測・計算するが、芝類の範囲にある排水樹等の面積が1箇所当たり0.5 m<sup>2</sup>以下のときは、その欠除は、原則としてないものとする。
- 2. 窓、出入口等の開口部による型枠の欠除は、原則として建具類等の開口部の内法寸法で計算するが、開口部の内法の見付面積が1箇所当たり0.5 m<sup>2</sup>以下の場合には、原則として型枠の欠除はないものとする。
- 3. 鉄筋の所要数量は、その設計数量の6%割増しを標準とする。
- 4. 耐火被覆は、耐火被覆材の材種、材質、形状、寸法、工法、耐火時間及び部位(柱・梁)ごとに区分して計測・計算する。

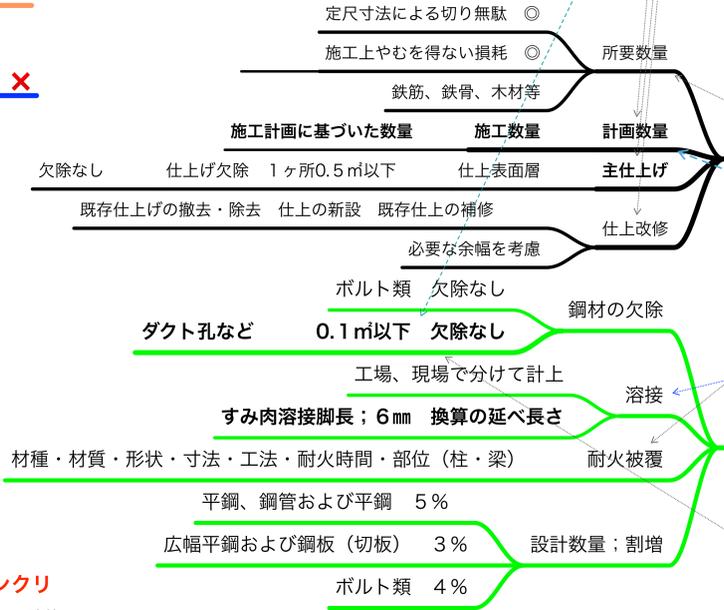
R2  
19

建築積算に関する次の記述のうち、建築工事建築数量積算研究会「建築数量積算基準」に照らして、最も不適当なものはどれか。

- 1. コンクリートの数量において窓、出入口等の開口部によるコンクリートの欠如は、建具類等の開口部の内法寸法とコンクリートの厚さによる体積とし、1箇所当たりの開口部の体積が0.5 m<sup>3</sup>以下の場合には、コンクリートの欠除はないものとする。
- 2. 型枠の数量において、コンクリートの上面が傾斜している場合、その勾配が3/10を超えるものについては、その部分の上面型枠又はコンクリートの上面の処理を計測・計算の対象とする。
- 3. 鉄骨の溶接の数量において、原則として、溶接の種類に区分し、溶接断面形状ごとに長さを求め、すみ肉溶接脚長6 mmに換算した延べ長さとする。
- 4. 全面がガラスである建具類のガラスの数量において、かまち、方立、棧等の見付幅が0.1 mを超えるものがあるときは、その面積を差し引いた面積とする。

R元  
19

積算



図のような鉄筋コンクリート構造の柱において、建築工事建築数量積算研究会「建築数量積算基準」に照らして、積算上の、1本の帯筋の長さとして、正しいものは、次のうちどれか。なお、帯筋はスパイラルフープではないものとする。

H30  
20

図のような根切りについて、建築工事建築数量積算研究会「建築数量積算基準(平成23年版)」に照らして、「法付け工法における作業上のゆとり幅」と「山留め工法における余幅」との組合せとして、正しいものは、次のうちどれか。なお、図は略図とする。

H29  
19

図のような鉄筋コンクリート構造の梁において、スタラップの割付本数が設計図書に記載されていない場合、建築工事建築数量積算研究会「建築数量積算基準」に照らして、スタラップの割付本数の値として、正しいものは、次のうちどれか。ただし、図に記載されていない鉄筋は適切に配筋されているものとする。

H28  
19

建築積算に関する次の記述のうち、建築工事建築数量積算研究会「建築数量積算基準」に照らして、最も不適当なものはどれか。

- 1. 躯体支保工の数量は、階高が5.0m以上の場合に、原則として、1.7mごとに高さを区別して算出した対象水平面積とする。
- 2. 山留壁(地中連続壁)の鉄筋は、所要数量とし、設計数量に対し3%増を標準とする。
- 3. 鉄骨の所要数量は、1か所当たり0.5m<sup>2</sup>以下のダクト孔による鋼材の欠除については、原則として、ダクト孔がないものとして計測・計算する。
- 4. 全面がガラスである建具類のガラスの数量は、かまち、方立、棧等の見付幅が0.1mを超えるものがあるときは、その面積を差し引いた面積とする。

H27  
19

建築積算に関する次の記述のうち、建築工事建築数量積算研究会「建築数量積算基準」に照らして、最も不適当なものはどれか。

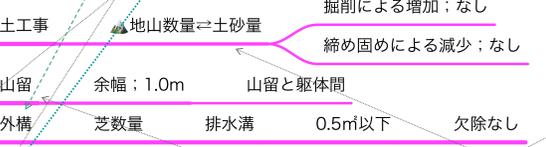
- 1. 「計画数量」は、設計図書に表示されていない施工計画に基づいた数量をいい、仮設や土工の数量等がこれに該当する。
- 2. 「所要数量」は、「定尺寸法による切り無駄」や「施工上やむを得ない損耗」を含んだ数量をいい、鉄筋、鉄骨、木材等の数量がこれに該当する。
- 3. 窓、出入口等の開口部による型枠の欠除は、原則として建具類等の開口部の内法寸法で計算し、開口部の内法の見付面積が1か所当たり0.5m<sup>2</sup>以下の場合には、原則として型枠の欠除はないものとする。
- 4. 石材による主仕上げの計測・計算において、1か所当たりの面積が0.5m<sup>2</sup>以下の開口部による石材の欠除については、原則として、ないものとする。

H26  
19

建築積算に関する次の記述のうち、建築工事建築数量積算研究会「建築数量積算基準」に照らして、最も不適当なものはどれか。

- 1. 土砂量は、地山数量とし、掘削による増加、締め固めによる減少は考慮しない。
- 2. 山留めを設ける場合、山留め壁と躯体の根切りにおける余幅は、1.0mを標準とする。
- 3. 連続する梁の全長にわたる主筋の継手については、梁の長さにかかわらず、梁ごとに0.5か所あるものとみなす。
- 4. シート防水におけるシートの重ね代は、計測の対象としない

H25  
19



建築積算に関する次の記述のうち、建築工事建築数量積算研究会「建築数量積算基準」に照らして、最も不適当なものはどれか。

- 1. 躯体支保工の数量は、階高が5.0m以上の場合に、原則として、1.7mごとに高さを区別して算出した対象水平面積とする。
- 2. 山留壁(地中連続壁)の鉄筋は、所要数量とし、設計数量に対し3%増を標準とする。
- 3. 鉄骨の所要数量は、1か所当たり0.5m<sup>2</sup>以下のダクト孔による鋼材の欠除については、原則として、ダクト孔がないものとして計測・計算する。
- 4. 全面がガラスである建具類のガラスの数量は、かまち、方立、棧等の見付幅が0.1mを超えるものがあるときは、その面積を差し引いた面積とする。

H27  
19

建築積算に関する次の記述のうち、建築工事建築数量積算研究会「建築数量積算基準」に照らして、最も不適当なものはどれか。

- 1. 「計画数量」は、設計図書に表示されていない施工計画に基づいた数量をいい、仮設や土工の数量等がこれに該当する。
- 2. 「所要数量」は、「定尺寸法による切り無駄」や「施工上やむを得ない損耗」を含んだ数量をいい、鉄筋、鉄骨、木材等の数量がこれに該当する。
- 3. 窓、出入口等の開口部による型枠の欠除は、原則として建具類等の開口部の内法寸法で計算し、開口部の内法の見付面積が1か所当たり0.5m<sup>2</sup>以下の場合には、原則として型枠の欠除はないものとする。
- 4. 石材による主仕上げの計測・計算において、1か所当たりの面積が0.5m<sup>2</sup>以下の開口部による石材の欠除については、原則として、ないものとする。

H26  
19